

みなと みた

2013 **11**
No.100

一般社団法人 三田労働基準協会報

CONTENTS

労働行政ニュース ● 2~9

「平成 25 年度年末年始無災害運動」のお知らせ

三田労働基準監督署管内の労働災害の推移／「職場における腰痛予防対策指針」19 年ぶりに改訂／商業における労働災害の発生状況／東京労働局が主要専門工事業関係団体との労働災害防止連絡会議を設置／11 月は「労働保険適用促進強化期間」です／平成 25 年度「均等・両立推進企業表彰」東京労働局長賞のご紹介／働き方・休み方改善コンサルタント活用のご案内／東京都最低賃金改正のお知らせ

東京労働局／三田労働基準監督署

ハローワークしながわインフォメーション ● 10~11

最近の雇用失業情勢／若者の採用・育成に積極的な中小・中堅企業が増えています！
～「若者応援企業宣言事業」に関する分析結果報告～

協会だより ● 12~16

平成 25 年度「港地区健康と安全推進大会」盛大に開催される／講習会のご報告／平成 26 年新年賀詞交歓会のお知らせ／三田労働基準協会と会報のあゆみ

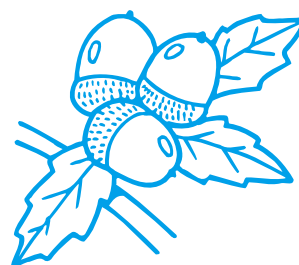
コラム ● 15

いのち・シリーズ⁶⁶ 『山椒大夫・高瀬舟他 4 篇』

最新の講習会情報メール配信のご案内

当協会の講習会案内を、メールで受け取ることが可能になりました。ご利用いただけますようご案内いたします。配信をご希望の方は、下記メールアドレスに、「配信を希望する」旨とともに、①「会社名」②「会社所在地」③「電話及びFAX番号」④「今後も郵送による案内ご希望の有無」、をご記入の上、メールをお送りください。

mitakoshukai@mita-roukikyo.or.jp (講習会用)



平成25年度年末年始無災害運動

平成25年12月15日から平成26年1月15日まで

あせる心はOFFにして 安全ONで年末年始

1 趣旨

年末年始無災害運動は、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし明るい新年を迎えることができるようにという趣旨で、昭和46年から厚生労働省の後援のもと中央労働災害防止協会が主唱する運動で、本年度で43回目を迎えます。我が国における労働災害による死傷者数は、平成22年から3年連続して増加しており、死亡災害も平成24年は前年より増加しました。一方、平成25年上半期の死傷者数は、減少の兆しはあるものの業種によっては前年と比較して増加しており、予断を許さない状況です。また、東日本大震災の復旧・復興工事が本格化する中、墜落や重機災害防止、除染作業での被ばく防止といった安全衛生対策が求められています。一方、健康面では、依然として労働者のメンタルヘルス不調や過重労働による健康障害が深刻な状況であるとともに、腰痛や職場で取り扱われる有機溶剤などの化学物質による健康障害など課題も多くなっています。

厚生労働省は、中期的な安全衛生施策の方向性を示す「第12次労働災害防止計画」（平成25年度～平成29年度）を策定し、特に対策の重点化を図るものとして、第三次産業における安全衛生管理の強化、製造業・建設業対策、メンタルヘルス・過重労働対策の充実、化学物質による健康障害防止対策などを掲げています。

このような状況の中、職場の安全や労働者の健康を確保していくためには、企業、労働者双方の意識改革を進めることが必要であり、特に経営トップの強い意識が重要です。経営トップは、自らが先頭に立ち、安全衛生管理体制や安全衛生活動について改めて総点検を行い、リスクアセスメントや安全衛生教育、危険予知活動などの日常的な安全衛生活動を強化し、労働環境水準の向上を図ることが求められています。

とりわけ年末年始は、あわただしく、生活のリズムも変わりやすく、特に、大掃除や機械設備の保守点検・始動等、非正常作業が多くなることから、各事業場、職場では災害防止のための特別な配慮が必要となります。このような趣旨を踏まえ、本年度の年末年始無災害運動は、「あせる心はOFFにして 安全ONで年末年始」を標語として展開することとします。

2 実施期間 平成25年12月15日から平成26年1月15日まで

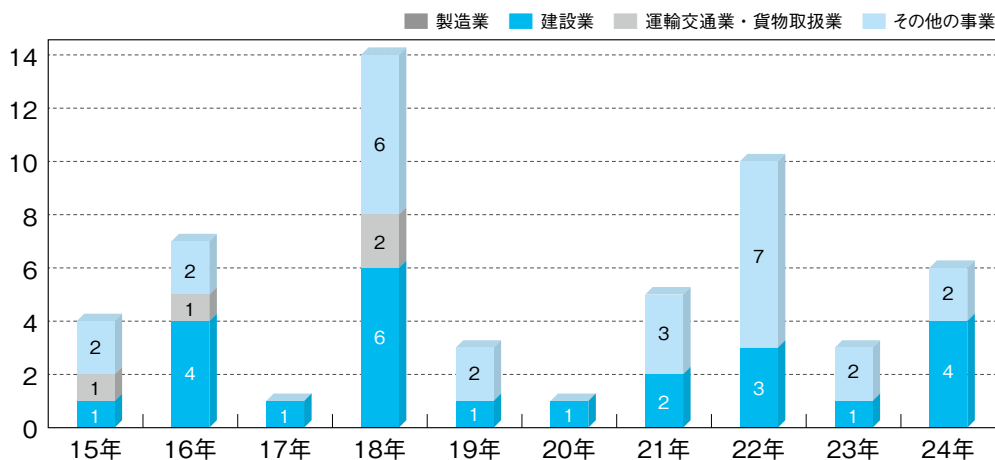
3 事業場の実施事項

- (1) 経営トップによる安全衛生方針の決意表明
- (2) リスクアセスメント及び労働安全衛生マネジメントシステムの積極的な導入・定着
- (3) メンタルヘルス対策・過重労働対策の推進
- (4) KY（危険予知）活動を活用した「現場力」の強化と5Sの徹底
- (5) 非正常作業における労働災害防止対策の徹底
- (6) 機械設備に係る定期自主検査及び作業前点検の実施
- (7) 安全衛生パトロールの実施
- (8) 火気の点検、確認等火気管理の徹底
- (9) はさまれ・巻き込まれ災害の防止対策の徹底
- (10) 交通労働災害防止対策の推進
- (11) 東日本大震災に伴う復旧・復興工事における労働災害防止対策
- (12) 化学物質管理の徹底
- (13) 腰痛、受動喫煙防止対策の推進
- (14) 健康的な生活習慣（睡眠、飲酒）に関する健康指導の実施
- (15) インフルエンザ等感染予防対策の徹底
- (16) 安全衛生旗の掲揚及び年末年始無災害運動用ポスター、のぼり等の掲示
- (17) その他安全衛生意識高揚のための活動の実施

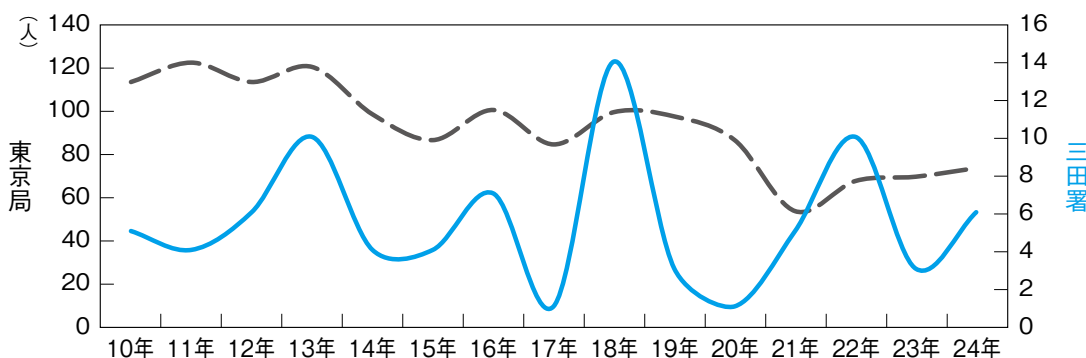
三田労働基準監督署管内の労働災害の推移

(労働者死傷病報告等による)

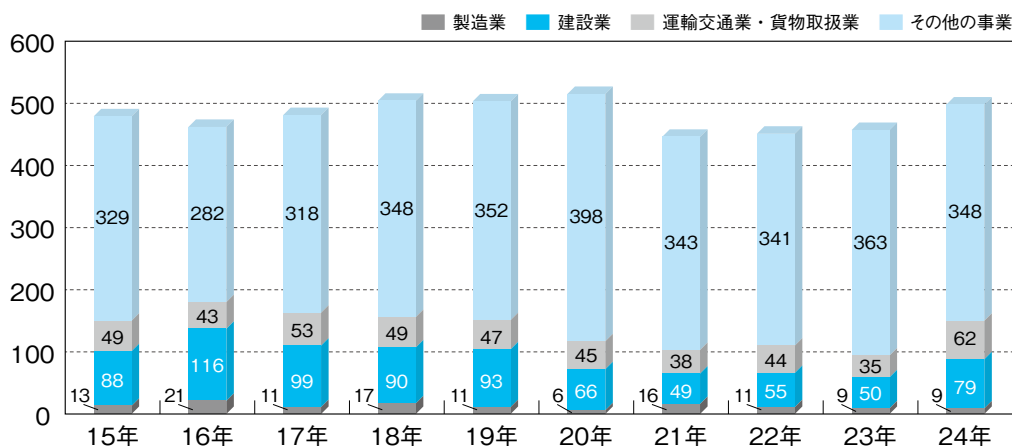
1 死亡災害の推移



	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年
製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建設業	1	4	1	6	1	1	2	3	1	4
運輸交通業・貨物取扱業	1	1	0	2	0	0	0	0	0	0
その他の事業	2	2	0	6	2	0	3	7	2	2
全産業	4	7	1	14	3	1	5	10	3	6



2 休業災害の推移 (死亡+休業4日以上)



	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年
製造業	13	21	11	17	11	6	16	11	9	9
建設業	88	116	99	90	93	66	49	55	50	79
運輸交通業・貨物取扱業	49	43	53	49	47	45	38	44	35	62
その他の事業	329	282	318	348	352	398	343	341	363	348
全産業	479	462	481	504	503	515	446	451	457	498

「職場における腰痛予防対策指針」19年ぶりに改訂

厚生労働省は本年6月、「職場における腰痛予防対策指針」を19年ぶりに改訂しました。主な改訂事項・ポイントについてお知らせします。

主な改訂事項・ポイント

● 介護作業の適用範囲・内容の充実

- ・「重症心身障害児施設等における介護作業」から「福祉・医療等における介護・看護作業」全般に適用を拡大
- ・腰部に著しく負担がかかる移乗介助等では、リフト等の福祉機器を積極的に使用することとし、原則として人力による人の抱上げは行わないことを記述

● リスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステムの手法を記述

- ・リスクアセスメントは、ひとつひとつの作業内容に応じて、災害の発生（ここでは腰痛の発生）につながる要因を見つけ出し、想定される傷病の重篤度（腰痛に関しては腰部への負荷の程度）、作業頻度などからその作業のリスクの大きさを評価し、リスクの大きなものから対策を検討して実施する手法（労働安全衛生法第28条の2）
- ・労働安全衛生マネジメントシステムは、事業場がリスクアセスメントの取組を組織的・継続的に実施する仕組み（労働安全衛生規則第24条の2）
- ・これらは、いずれも労働災害防止対策として取り組まれているものであるが、腰痛予防対策においてもこれらの手法が効果的であることから改訂指針に明記

● 一部の作業について、職場で活用できる事例を掲載

（チェックリスト、作業標準の作成例、ストレッチング（体操）方法など）

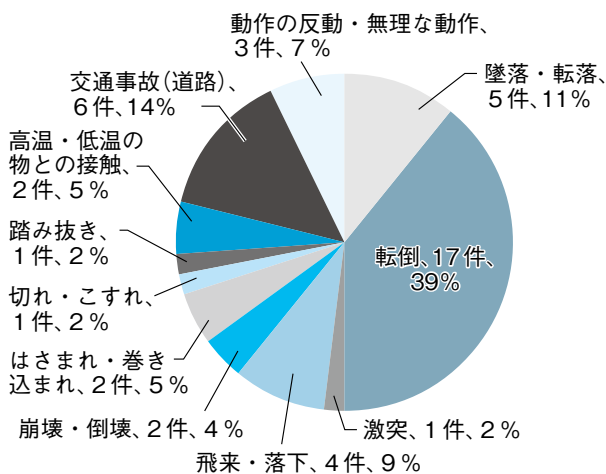
三田労働基準協会ホームページ → 労働ニュース → 職場における腰痛予防の対策を参照ください。
また、三田健康づくり研究会（事務局 当協会）では平成26年1月28日（火）に腰痛関連の講習会（講師：関東労災病院勤労者・骨格系疾患研究センター長 松平浩医師）を開催予定です。

商業における労働災害の発生状況

平成25年に三田労基署管内では、休業4日以上死傷災害は44件発生しており、前年同期から約19%の増加となっております。

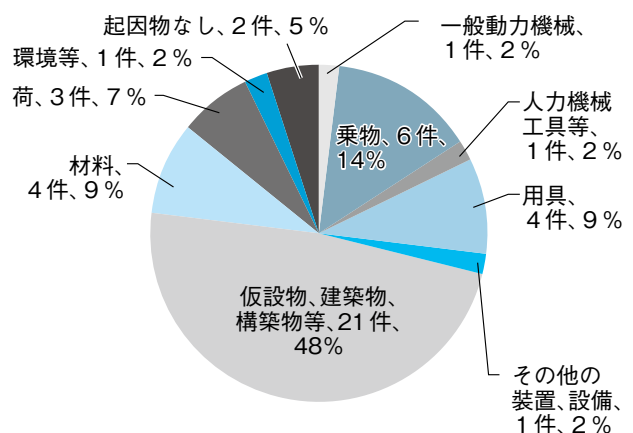
事故の型では「墜落・転落」が多く、起因物では「仮設物・建築物・構築物等」が多くなっています。

事故の型別発生状況



転倒災害発生時の起因物の内訳は以下のとおりです。
階段、さん橋 …… 5件 作業床、歩み板 …… 4件
通路 …… 7件 起因物なし …… 1件
階段、通路での転倒災害が多く発生しています。

起因物別発生状況



仮設物・建築物・構築物等の小分類による内訳は以下のとおりです。
階段、さん橋 …… 7件 作業床、歩み板 …… 5件
通路 …… 7件 建築物、構築物 …… 2件

東京労働局が主要専門工事業関係団体との 労働災害防止連絡会議を設置

～「首都東京」を造る建設業における労働災害防止に向けて～

緊急経済対策や2020年に招致が決定したオリンピック・パラリンピックに関連した工事量の増加に伴う技能労働者不足等の影響により、今後、労働災害が再び増加に転ずることが強く懸念されることから、東京労働局（局長：伊岐典子）は、主要専門工事業関係団体と労働局による労働災害防止に向けた連絡会議を設置し、平成25年10月15日（火）に第1回目の連絡会議を開催しました。

連絡会議設置の趣旨

東京労働局管内の建設業における労働災害については、「3年連続増加」は回避できたものの、平成24年は「死亡災害が前年と同数」、「休業4日以上之死傷災害は前年比0.7%減」とどまっており、各種工事の増加に伴う技能労働者不足等の影響とも相まって、労働災害が再び増加に転ずることが強く懸念される。

建設業における労働災害防止対策を推進するためには、とりわけ、各種の工事を直接担う専門工事業関係団体との連携強化が必要不可欠であるとの認識のもと、「安全・安心な首都東京の実現」に向けた取組を官民一体となって推進することを目的として、主要専門工事業関係団体と労働局による労働災害防止に向けた連絡会議を設置し、

- ① 管内の建設需要の動向、各種工事の安全施工に係る課題等についての情報共有
- ② 行政と関係団体との緊密な連携による諸課題の解決に向けた意見交換

を通じ、行政施策の充実を図ることとしている。

連絡会議の概要

日 時：平成25年10月15日

参集者：① 都内主要専門工事業団体の長（東京都左官組合連合会、一般社団法人東京建物解体協会、東京建設躯体工業協同組合、東京建設工業協同組合、東京都鉄筋業協同組合）
② 建設労務安全研究会理事長
③ 建設業労働災害防止協会東京支部事務局長
④ 東京労働局（局長、労働基準部長、関係課長、中央労働基準監督署長）

内 容：【主な論点：事務局提案】

- ① 本会議においては今後、どのような議論を行い、どのようなアウトプットを目指すべきか。
- ② 東京オリンピック・パラリンピックの招致決定など、今後、増加が予想される工事を安全に実施するためにはどのような取組が必要か。
- ③ 様々な請負形態によって作業が行われる建設現場において、専門工事業者による安全衛生管理を効果的に機能させるためにはどのような取組が必要か。
- ④ 災害の多くにみられる不安全行動やヒューマンエラーを防止するためにはどのような取組が必要か。
- ⑤ 業界団体に属さない事業者も含め、建設業全体の安全衛生気運を向上させるためにはどのような取組が必要か。

今後の取組について

東京労働局では、本連絡会議での意見交換の内容等を踏まえ、建設業における労働災害防止対策の充実を図ることとしており、当日、一般社団法人東京建物解体協会より表明された「業界団体に属さない事業者に対する法令改正等の情報提供が必要」との指摘を踏まえ、管内において、解体工事を行うことが予想される事業者（約9,200業者）を対象として、労働災害防止に関する要請を実施する予定。

このほか、本年12月に主要専門工事業関係団体主催にて開催される労働災害防止大会に労働局長等が参画し、建設現場で実際に作業に従事する技能労働者に対し、現在、首都圏4労働局が労働災害防止対策の推進に当たって掲げている「Safe Work」をキャッチフレーズとした「官民一体」となった対策の推進を要請することとしている。

「労働保険適用促進強化期間」

期間 11月1日～30日

人を雇うということは、その人はもちろん、その人の家族も守るということ。
労働保険の加入は、経営者の義務であり責任です。

労働保険の加入手続きはお済ですか？

厚生労働省では、11月1日から11月30日までを「労働保険適用促進強化期間」と定め、労働保険の未手続事業場の解消に取り組んでいます。

【労働保険】とは、「労災保険」と「雇用保険」とを総称した言葉で、正社員・パート・アルバイトなど雇用形態にかかわらず、労働者を1人でも雇っている事業主は加入手続きを行い労働保険料を納付しなければなりません。

【労災保険】とは、労働者が業務又は通勤によって負傷したり、疾病にかかったり、あるいは不幸にも死亡された場合に、被災した労働者やそのご遺族を保護するために必要な保険給付を行うものです。また、労働者の社会復帰の促進など、福祉の増進を図る事業も行っています。

【雇用保険】とは、労働者が失業した場合や労働者についての雇用の継続が困難となる事由が発生した場合に労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するために必要な給付を行うものです。また失業の予防、雇用機会の増大を図るための事業も行っています。



現在、小規模零細事業を中心に、まだ相当数の未手続事業場が存在しており、東京労働局では、この期間中に広報活動を実施するほか、訪問による手続き指導等の様々な加入勧奨を行います。

労働保険は、政府が管理・運営している強制保険です。労災保険の加入手続きを怠っていた期間中に労災事故が発生した場合、遡って労働保険料を徴収する他、労災保険から給付を受けた金額の100%又は40%を事業主から徴収することとなっています。

まだ、加入手続きを取られていない事業主の方は、今すぐ手続きをお願いします。

◇お問い合わせ・ご相談は

東京労働局・労働保険徴収部・適用事務組合課	03 (3512) 1628
三田労働基準監督署・労災課	03 (3452) 5472
ハローワーク品川・雇用保険適用課	03 (3433) 8609 (#22)

へお願いいたします。

平成25年度「均等・両立推進企業表彰」 東京労働局長賞のご紹介

厚生労働省では、「女性労働者の能力発揮を促進するための積極的な取組」（ポジティブ・アクション）及び「仕事と育児・介護との両立を支援する取組」について、他の模範ともいうべき取組を推進している企業を「均等・両立推進企業」として表彰しています。

東京労働局（局長 伊岐典子）では、労働局長賞を次の7社に決定しましたので、厚生労働大臣賞受賞企業1社と併せ、受賞企業各社の取組内容を紹介します。

受賞企業一覧

◆◆◆ 厚生労働大臣優良賞：「ファミリー・フレンドリー企業部門」

明治安田生命保険相互会社（千代田区）

（内容については同日付、厚生労働省記者発表資料参照）

◆◆ 東京労働局長優良賞：「均等推進企業部門」

麒麟麦酒株式会社（中野区）

大成建設株式会社（新宿区）

◆◆ 東京労働局長優良賞：「ファミリー・フレンドリー企業部門」

MSD株式会社（千代田区）

住友生命保険相互会社（中央区）

株式会社日立ソリューションズ（品川区）

株式会社丸井グループ（中野区）

◆ 東京労働局長奨励賞：「ファミリー・フレンドリー企業部門」

株式会社JSOL（中央区）

[参 照] 東京労働局ホームページ → ニュース&トピックス → 報道発表資料

働き方・休み方改善コンサルタント活用のご案内

仕事と生活の調和（ワークライフ・バランス）を目指して、働き方・休み方改善コンサルタントが労働時間全般の相談に無料で応じます。

東京労働局では、平成18年4月1日施行の「労働時間等設定改善法」に基づき、労働時間課に働き方・休み方改善コンサルタント（以下「コンサルタント」という。）を配置しています。

コンサルタントは、専門的な知識及び豊富な経験を有する社会保険労務士から任用され、労働時間の見直し等に係る相談の対応や助言を行っています。

電話による相談対応のほか、ご希望に応じてコンサルタントが個別に事業場を訪問し、アドバイスや資料提供を無料で行います。

下記までお問い合わせください。

東京労働局 労働基準部 労働時間課

〒102-8306 東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎13F

電話：03-3512-1613 / FAX：03-3512-1557

東京都最低賃金改正のお知らせ

東京都最低賃金(地域別最低賃金)は平成25年10月19日から

時間額 869円 に改正されました。

- * 都内で労働者を使用するすべての事業場および同事業場で働くすべての労働者（都内の事業場に派遣中の労働者を含む）に適用されます。
- * 一部の業種については別に定める特定（産業別）最低賃金が適用されます。

詳細は東京労働局賃金課 TEL 03-3512-1614（直通）又は
最低賃金ワン・ストップ無料相談窓口 最低賃金総合相談支援センター TEL 03-3543-6326 まで
お問い合わせください。

【参考 1】最低賃金について

1 適用

東京都最低賃金は、東京都内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されるもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢の区別なく適用され、同最低賃金額以上の賃金を支払わない使用者は最低賃金法第4条違反として罰則の対象となります。

派遣中の労働者については、派遣先の事業場に適用される最低賃金が適用されます。

2 金額

次の金額は、最低賃金に算入されません。

- ① 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- ② 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ③ 1月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ④ 時間外労働、休日労働及び深夜労働の手当

【参考 2】全国における平成25年度地域別最低賃金改正の状況

北海道	734円	東京都	869円	滋賀	730円	香川	686円
青森	665円	神奈川県	868円	京都	773円	愛媛	666円
岩手	665円	新潟	701円	大阪	819円	高知	664円
宮城	696円	富山	712円	兵庫	761円	福岡	712円
秋田	665円	石川	704円	奈良	710円	佐賀	664円
山形	665円	福井	701円	和歌山	701円	長崎	664円
福島	675円	山梨	706円	鳥取	664円	熊本	664円
茨城	713円	長野	713円	島根	664円	大分	664円
栃木	718円	岐阜	724円	岡山	703円	宮崎	664円
群馬	707円	静岡	749円	広島	733円	鹿児島	665円
埼玉	785円	愛知	780円	山口	701円	沖縄	664円
千葉	777円	三重	737円	徳島	666円	加重平均	764円

東京都 で働くすべての方へ。

確認しましょう！ 最低賃金

869円 時間額

東京都のこれまでの最低賃金 850円から **19円アップ** ↑

[発効日] 平成25年10月19日

※産業によって、特定(産業別)最低賃金が定められているものがあります。



パートやアルバイトなどの
雇用形態にも適用されます！

必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も。

- 最低賃金額は都道府県ごとに違うことをご存知ですか？
- 賃金は最低賃金額以上になっていますか？
- 使用者は適用される最低賃金額を周知していますか？

スマホ、携帯で調べよう！自分の賃金と比べよう！



パソコンでも最低賃金がチェックできます！

厚生労働省ホームページ

最低賃金に関する特設サイト

<http://www.mhlw.go.jp/> / <http://www.saiteichingin.info/>

最低賃金制度

検索



厚生労働省

最低賃金に関するお問い合わせは東京労働局または最寄りの労働基準監督署へ

最近の雇用失業情勢

○平成25年9月の雇用失業情勢のポイント（全国）

☆完全失業率（季節調整値）4.0%と前月より0.1ポイント改善。

☆完全失業者数（原数値）は258万人と、前年同月差17万人の減少。

☆前月と比べ就業者は6,319万人と19万人の増加、雇用者は5,556万人と15万人の減少。（いずれも季節調整値）

雇用者数を主要産業別にみると、「製造業」が25年7月に24ヶ月ぶりに前年同月比で増加に転じた以降3ヶ月連続で増加しているほか、「医療・福祉」では前年同月比での増加傾向を維持している。「建設業」等では減少している。

☆平成25年9月の新規求人倍率（季節調整値）は1.50倍と前月より0.03ポイント改善。

☆平成25年9月の有効求人倍率（季節調整値）は0.95倍と前月と同水準。

内閣府の月例経済報告（平成25年10月）によると、「景気は、穏やかに回復しつつある。先行きについては、輸出が持ち直し、各種政策の効果が発現するなかで、家計所得や投資の増加が続き、景気回復の動きが確かなものとなることが期待される。ただし、海外景気の下振れが、引き続き我が国の景気を下押しするリスクとなっている。（※景気判断は維持）雇用情勢は、改善している。先行きについては、改善していくことが期待される。」としている。（※雇用情勢判断は維持）

項目	新規求人倍率			有効求人倍率			就職者数	求人充足数
	全国	東京	品川	全国	東京	品川		
22年度	0.93	1.19	3.67	0.56	0.69	2.10	147,335	196,787
23年度	1.11	1.46	4.69	0.68	0.88	2.73	149,287	200,921
24年度	1.32	1.90	7.23	0.82	1.13	4.02	150,775	203,223
25年9月	1.50	2.31	10.87	0.95	1.39	5.28	76,788	103,499

注意）1. 就職者数、求人充足数は都内ハローワーク全体の原数値です。《25年4月～平成25年9月》

2. 就職者数、求人充足数及び求人倍率は、学卒を除き、パートタイマーを含んだ数値です。

※窓口からの求人・求職状況

都内の求人・求職の動きを見ると、新規求人数（原数値）は105,544人で前年同月比15.9%増と43ヶ月連続で前年同月を上回った。また、月間有効求人数（原数値）は297,938人で前年同月比16.1%増と、41ヶ月連続で前年同月を上回った。

一方、新規求職申込件数（原数値）は45,307人で前年同月比5.6%減と25ヶ月連続で前年同月を下回った。また、月間有効求職者数（原数値）は216,731人で前年同月比5.7%減と、37ヶ月連続で前年同月を下回った。

就職件数は12,377件で前年同月比0.6%増となった。一般、パート別の状況を見ると、一般は7,510件で前年同月比4.0%増、パートは4,867件で前年同月比4.2%減となった。

東京の企業倒産状況（株東京商工リサーチ調べ）は、倒産件数は、158件（前年同月比14.6%減）。業種別件数では、製造業（27件）、卸小売業（26件）、サービス業（25件）の順となった。

☆ハローワーク品川の労働市場情報・求人・求職・賃金情報等について提供しております。

現在679社!

若者の採用・育成に積極的な中小・中堅企業が増えています!

～「若者応援企業宣言事業^(※1)」に関する分析結果報告～

平成25年9月24日 東京労働局発表

東京労働局では、若者の採用・育成に積極的な企業に「若者応援企業」を宣言していただき、若者とのマッチングを積極的に推進しています。

この度、宣言企業に関する分析結果をまとめましたので報告いたします。

企業による若者の「使い捨て」が社会問題となっている^(※2)一方で、「若者応援企業」は就職関連情報を積極的に開示している企業であり、若者に積極的にPRしていくと共に、宣言企業対象の面接会の実施等、人材確保支援にも取り組んでまいります。

分析結果

POINT 1

4月1日(月)に募集を開始した「若者応援企業宣言事業」は、9月16日(月)現在で **宣言企業数が679社(全国1位)**に達し、都内の中小・中堅企業から高い関心を集めている。

POINT 2

従業員規模別の割合では、0～29人の事業所と30～99人の事業所が共に37.7%と、**従業員規模が小さい宣言企業が多く**、企業独自の情報発信が困難な企業が、本事業を積極的に活用する動きが見られる。(表1参照)

POINT 3

業界別の割合は建設・不動産業が23.7%、IT・情報通信業が21.4%と全体の約半数を占めており、**人出不足が顕著な業界を中心**に、早期に人材を確保したいという意向が伺える。(表2参照)

POINT 4

本事業に参加した効果として、**「会社をPRする場が増えた」「応募者が増えた」**等の声が、宣言企業から寄せられている。

表1 従業員規模別の若者応援企業数

規模(人)	企業人数	構成比
0～29	253	37.3%
30～99	253	37.3%
100～299	115	16.9%
300～499	26	3.8%
500～999	20	2.9%
1000～	12	1.8%
計	679	100.0%

表2 業界別の若者応援企業数

業種	事業所数	構成比
建設・不動産業	161	23.7%
IT・情報通信業	145	21.4%
消費者向けサービス業	97	14.3%
企業向けサービス業	80	11.8%
製造業	71	10.5%
卸売・運輸等流通業	64	9.4%
医療・介護・福祉	61	9.0%
計	679	100.0%

- (関連リンク) ※1 東京労働局HP:「若者応援企業宣言事業」をご活用ください
 ※2 厚生労働省HP:若者の「使い捨て」が疑われる企業等への取組を強化

平成25年度 港地区健康と安全推進大会 盛大に開催される

- 10月24日(木)、320名を超える方が参加して標記大会が盛大に実施されました。
会場の女性就業支援センター大ホールでは監督署長挨拶、来賓の小柳津港区副区長様の挨拶後表彰式が行われ、最初に厚生労働大臣表彰と東京労働局長表彰受賞者の披露、引き続き安全衛生活動に実績を上げた8名の方に監督署長表彰が行われました(表彰受賞者一覧は別紙のとおりです)。
- その後、(株)コスモスイニシアの藤澤様の事例発表、さらに(独法)国立精神・神経医療研究センター認知行動療法センター長の大野裕先生の特別講演が行われ、会場では熱心にメモを取る姿が見られました。大野先生の「認知行動療法」の活用の講演はメンタルヘルス対策を進める上で大変参考になりました。
- セミナー室では(一社)労働保健協会(板橋区)、港区医師会、みたと保健所の協力により、健康測定・健康相談が行われ、約270名が血液さらさら度、脳年齢などの測定、医師・保健師の健康相談を受けました。今年はWBC(内部被ばく測定体験)が都内で初めて行われ約60名が体験しました。健康測定では結果を見て安心心配顔交々、大会は成功裏に終わりました。



中山署長挨拶



小柳津副区長様来賓挨拶



受賞者の皆様



特別講演(大野裕先生)

平成25年度 港地区健康と安全推進大会 安全衛生表彰受賞者

(敬称略)

受賞種別	事業場名	表彰事由
厚生労働大臣賞 (披露)	優良賞 鹿島・鉄建建設共同企業体 (仮称) 元赤坂Kプロジェクト	元請と専門工事業者が一体となってリスクアセスメントを積極的に展開し、計画段階からリスクの低減を図るとともに、作業開始時には「周知会」を実施し全員が理解して納得させる仕組を構築、工事着手から竣工まで約38か月にわたり無災害を達成したこと。
東京労働局長賞 (披露)	功績賞 山田 豊造 山田倉庫株式会社 代表取締役会長	一般社団法人三田労働基準協会の理事・副会長・会長・顧問として23年間にわたり、地域の産業安全及び労働衛生水準の向上に顕著な貢献をしたこと。

三田労働基準監督署長賞	一般事業場賞	株式会社 サンリツ	経営トップの「労働安全衛生方針」のもと、交通労働災害防止活動や過重労働を含む職場の健康確保対策に積極的に取り組んでいること。
	有期事業場賞	鹿島・鉄建・泉建設共同企業体 環2地下トンネル築造新橋第二工区	所長の強いリーダーシップのもと、元請と協力会社が一体となり現場の安全管理を実施した結果、工事着手から竣工まで約45か月にわたり無災害を達成したこと。
		清水建設株式会社 (仮称) 六本木7丁目計画	作業間の連絡調整を綿密に実施するとともに、元請と職長会による職場巡視を積極的に実施した結果、工事着手から竣工まで約15か月にわたり無災害を達成したこと。
	個人賞	尾崎 信義 株式会社大林組東京本店 安全環境部副部長	建設業労働災害防止協会東京支部港分会運営幹事として、建設現場パトロールや各種講習会の講師等を通じて、港区内建設事業場の安全衛生水準の向上に貢献したこと。
		加藤 知朗 有限会社大澤組 代表取締役社長	陸上貨物運送事業労働災害防止協会東京支部会評議委員の活動を通じて、港区内の陸上貨物運送事業場の安全衛生水準の向上に貢献したこと。
		幡谷 益永 関東港運株式会社 執行役員安全衛生管理室長	港湾貨物運送事業労働災害防止協会東京支部安全衛生委員として、船内パトロールや各種講習会の活動を通じて、港区内の港湾貨物運送事業場の安全衛生水準の向上に貢献したこと。
		丸山 啓 株式会社精美堂 専務取締役	一般社団法人三田労働基準協会の理事・副会長として、安全衛生関係各種業務を推進し、港区内の事業場の安全衛生水準の向上に貢献したこと。

平成25年度 三田労働基準監督署管内大規模建設現場災害防止協議会 安全標語最優秀賞

小林 大介 (株式会社サンワード) 環二・Ⅲ街区新築工事	「作業手順 守るあなたが守られる 手順を守って安全作業」
------------------------------------	------------------------------

1 「最新裁判例からみる労働時間法と企業の実務対応策」

9月6日(金)仏教伝道会館7階会議室において、社会保険労務士北岡大介氏を講師に迎え標記講習会が開催されました。

労基法における法規制の概要について説明の後、(1)労働時間制をめぐる裁判例としては①自宅待機時間は労働時間になるか、②在社居残り時間の労働時間制—業務上必要ないにも関わらず在社=労働時間か等について、(2)定額残業代をめぐる裁判例として①定額残業代の適法要件—テック事件裁判の補足意見にもふれて、②限度基準告示を超えた定額残業代は違法か—ウインザーホテル事件、③残業代放棄の個別同意書が法的に認められるか—ワークフロンティア事件などについて、具体的かつ論理的な解説がありました。また、裁量労働制等をめぐる最近の裁判例として、専門業務型裁量労働制、事業場外みなし労働が否定された例について、さらに、規制改革会議・産業競争力会議の議論からみる労働時間法制の動向等について解説がありました。

受講者から判例が大変わかりやすかった、ポイントがはっきりしていて理解できた、などの好評が寄せられました。

2 「今求められる「労働時間」及び「採用・解雇・雇い止め・定年」等の適正管理について」 ～ブラック企業と呼ばれないために～

10月28日(月)仏教伝道会館7階会議室において、社会保険労務士高井利哉氏を講師に迎え標記講習会が開催されました。

最近よく聞かれる「ブラック企業」の概念、ブラック企業と呼ばれたことによる風評被害の状況、風評被害を防ぐにはコンプライアンス(法令遵守)、コントラクト(労働契約)、コミュニケーション(相互理解)が大切であることなどについて、具体的な事例を引いて説明がありました。また、パワハラ・セクハラ発生時の会社の責任についても、判例を引きリスク管理の視点から対応について説明がありました。さらに内閣府・厚生労働省における労働法制の検討状況、労働者派遣法の改正の行方、雇用規制緩和・解雇規制緩和などが検討された国家戦略特区など今後の労働法制の動向について解説がありました。

分かり易く作成された資料を駆使した講習に理解が深まったなど、好評が寄せられました。

3 「就業規則の作成・変更、労使慣行の見直しQ&A」

～労働条件の不利益変更、労使慣行の変更廃止でトラブルを起こさないために～

10月31日(木)三田いきいきプラザ集会室において、弁護士森井利和氏(東京弁護士会所属)を講師に迎え標記講習会が開催されました。

講演は、(1)労働時間7時間30分を8時間にして賃金も上げたが就業規則を変更しなかったところ、ある労働者から「就業規則は7時間30分なのにおかしい」と言ってきたがどうなるのか？(2)賃金規定にある手当の見直し(不利益な変更)をしたいが、どうすればよいか？また、賃金規定を変更するにはどのような手続きが必要か？(3)賃金規定を変更し賃金体系を見直すにはどのような条件が必要か？(4)黙認状態になっている出勤時間の遅れを労働慣行という労働者がいる、勤務管理をしっかりしたいがどのようにすればよいか？などの疑問に回答する形式で進められました。

就業規則や、労使慣行を変更する場合、とりわけ不利益変更となるときにの注意点について、①労働者への影響と程度、②経過措置、代償措置の必要性、③労働者あるいは労働組合との合意、④変更の必要性の説明など、的確な対応の必要性について講師の具体的かつ論理的に裏打ちされた解説に、休憩時や終了後にも質問が寄せられるなど、受講者は真剣に耳を傾けていました。

*今後の講習会予定については三田労働基準協会ホームページ「講習会のご案内」を参照ください。

URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>

コラム

森 鷗外 著

『山椒大夫・高瀬舟他四篇』

(岩波文庫)



いのち・シリーズ 66

本号では、上記のうち森 鷗外が54歳の年（大正4年）に脱稿した『高瀬舟』を紹介する。安楽死をテーマとしたことで知られた作品である。鷗外自らが行ったこの作品の解説「附高瀬舟縁起」のなかで、そのことを明らかにし、同時に、医師でもあった鷗外が、今日でいう安楽死あるいは尊厳死についての問題提起を行っている。

§

題名の高瀬舟と言うのは、喫水が浅く、底が平らな舟で、京都市中の高瀬川を上下していた。徳川期に京都の罪人に遠島の刑に処せられると、まず大阪へ舟で送られるが、その際、家族がひとりだけ同行することを認められていた。罪人だからといって極悪非道な者ばかりとはかぎらず、ふとしたことから思わぬ罪を犯した者への配慮であった。舟は夕暮れの高瀬川を、護身役の同心とともに下るのであった。

§

寛政の頃のことである。島送りされる喜助という30歳ばかりの男がひとりで舟に乗せられた。

同心・羽田庄兵衛は、喜助が弟殺しの罪人だとは知っていた。

『牢屋敷から棧橋まで連れて来る間、この瘦やせ肉の、色の蒼白い喜助の様子を見るに、いかにもおとなしく、自分をば公儀の役人として敬って、何事につけても逆らわぬようにしている。しかもそれが、罪人の間に往々見受けるような、

温順を装って権勢に媚びる態度ではない』。

羽田は、この高瀬舟には何度も乗ったが、喜助はまるで遊山にでも行くような顔をしている。よしや殺した弟が悪い奴で、どんな事情があって殺したにせよ、心は痛まぬのか、と思う。「一体お前は どう思っているのだい」と訊ねてみる。

喜助は弟と一緒に西陣の織り場で働いていたが、弟が病気で働けなくなった。日が暮れて、食べ物などをもって家に帰ると、弟は血だらけで布団に突つ伏ぶしていた。真蒼まっさおな顔の、両方の頬から顎にかけて血に染まっており「済まない。どうぞ堪忍してくれ。どうせなおりそうにもない病気だから、早く死んで少しでも兄きに楽がさせたいと思ったのだ」という。喉に剃刀の柄が傷口から出ている。医者呼んで来るからというと、「医者がなんになる、ああ苦しい、早く抜いてくれ、頼む」という。

「抜いて遣るといって、弟の目の色がからりと変わって、晴れやかに、さも嬉しそうになりました」。喜助は膝を撞つくようにして体を前へ乗り出す。弟は横になる。喜助は、剃刀の柄をしっかりと握って、ずっと引いた。

この時、「留守の間、弟に薬を飲ませたり何かしてくれるように」頼んでおいた近所の婆さんが入るなり、あっといったきり駆けだしてしまう。

『庄兵衛はその場の様子を目のあたりを見るような思いをして聞いていたが、これが果たして弟殺しというものだろうか、人殺しというものだろうかという疑いが、話を半分聞いた時から起こって来て、聞いてしまっても、その疑いを解くことが出来なかった。』

『次第おほろよに更けていく朧夜に、沈黙の人二人を載せた高瀬舟は、黒い水の面をすべっていった』。
藤枝 丞（藤枝事務所主宰）

平成26年新年賀詞交歓会のご案内

平成26年の新年を迎えるに当たり、恒例の新年賀詞交換会を

1月24日（金）午後5時30分より、

ホテルオークラ東京・コンチネンタルルームにて、開催致します。

年頭ご多忙の折ではございますが、万障お繰り合わせのうえご出席賜りますようお願い申し上げます。詳しくは12月に郵送にてご案内いたします。

自分で簡単に安心して出来る ”子宮頸がん検査”はじめました。



★子宮頸がんの原因はHPVウィルス！現代女性の約80%が感染します。

通常HPVに感染しても身体の免疫力で排除されますが、約10%の人が排除できずに感染が持続することがあります。細胞診検査の場合、前がん病変(がんになる前の段階)の発見率は約80%、細胞診検査にHPV検査をプラスした場合、発見率はほぼ100%です。子宮頸がんは発病前に検診で発見できる唯一のがんです。



一般社団法人 労働保健協会

東京都板橋区南町9番11号 渉外部 03-3530-2132

詳しくは 労働保健協会



検索

<http://www.roudouhokenkyukai.or.jp/>



三田労働基準協会と会報のあゆみ

(『みたとみた』No.100を迎えるに当たって)

本誌『みたとみた』は今11月号で第100号となりましたが、次号が新年1月号となるため第101号(1月15日発行)を記念誌として発行いたします。

そこで今月号では協会と会報のあゆみ(変遷)を振り返ります。当協会は昭和23年5月23日に労働基準法港推進会として産声を上げています。会の目的は22年4月7日に公布された労働基準法及び関係法令の円滑な施行の推進です。

同30年10月1日に社団法人の認可を受け、35年1月1日に『会報創刊号』が発行されました。46年1月20日会報第29号が「復刊第1号」として発行、諸般の事情でしばらく休刊していたものが年3回発行で復刊されています。

その後53年1月30日に第50号を発行、協会は58年7月21日に社団法人三田労働基準協会と改称されました。

さらに平成6年10月10日会報第100号、9年1月10日第109号を発行し、9年5月15日に会報『みたとみた』と名称が変更され第1号が発行されました(年6回発行)。

そして10年1月26日に協会設立50周年記念式典が行われ、平成24年3月22日付けで一般社団法人の認可を受けて同年4月1日から一般社団法人三田労働基準協会として事業を継続し、今般、会報『みたとみた』第100号(2013-11 No.100)を迎えました。この先も内容の充実に努めてまいりますのでご愛顧を宜しくお願い申し上げます。 事務局

みたとみた 平成25年11月号 平成25年11月15日発行(年6回発行) 第17巻第6号通巻第100号

[編集発行] 一般社団法人 三田労働基準協会

〒108-0014 東京都港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル
TEL 03-3451-0901 FAX 03-3451-7692
URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>

[編集協力] 労働調査会

〒170-0004 東京都豊島区北大塚2-4-5 調査会ビル
TEL 03-3915-6401 FAX 03-3918-0710